

要綱案の取りまとめに向けた検討（1）について

2026年6月24日

経済産業省 産業組織課

5 1. 株式の発行の在り方に関する規律の見直し

(1) 株式交付制度の見直し

「子会社の株式を追加取得する場合を一般的に株式交付の対象とすること」は、成長投資の促進、日本企業による株式対価 M&A の活性化の観点から適切。

10

手続きとして、上場会社である株式交付親会社の反対株主の株式買取請求権を認めない点も、成長投資の原資となる金銭の流出という株式対価 M&A の障害を取り除くものであり、日本企業による株式対価 M&A の活性化の観点から適切。少なくとも、株式交付計画が公表された後に株式を取得した反対株主に対して、市場売却の機会とは別に、株式買取請求権を認める必要性・相当性は低い。

15

2. 株主総会の在り方に関する規律の見直し

(1) パーチャルオンリー株主総会

20

株主総会への出席機会の確保というメリットに鑑みて、定款の定めまで要件とすることには疑問が残る。実施要件として即時性・双方向性が確保された上で、
手続として通信記録等の保存・閲覧謄写請求権が認められるのであれば、パーチャルオンリー株主総会の議事運営が恣意的となる事態は相当程度、抑制されうる。

25

定款の定めを実施要件とする場合であっても、少なくとも自然災害、有事、その他の不可抗力による事象が認められる場合には、従業員が物理会場の運営を余儀なくされるような状況を回避すべく、例外的に定款の定めなくパーチャルオンリー株主総会を開催できるようにするのが望ましい。

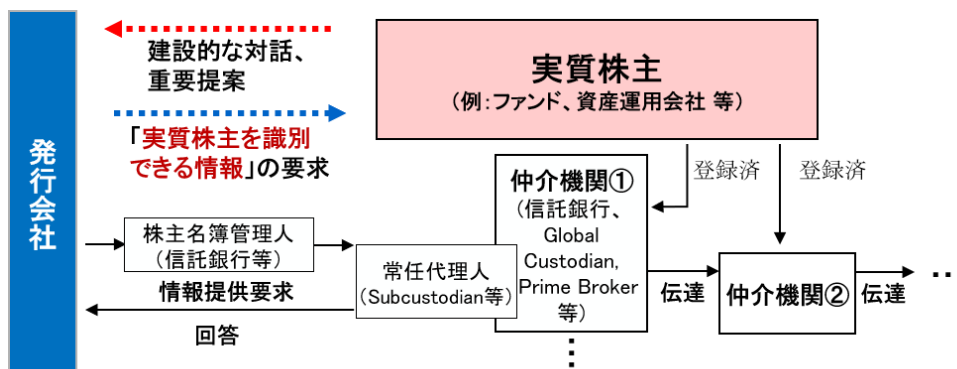
30

なお、通信記録等の保存期間や株主による閲覧謄写の可否については、制度が十分に活用されるために、企業が過度な負担を強いられないような配慮が必要。

(2) 実質株主確認制度

i. 会社から実質株主を確認する制度

(参考図)



5

法制審・参考人の御意見や、EU/英国の制度・実務を参考にすると、仲介機関や実質株主が、実際に「真に必要な情報」を適切かつ効率的に提供できる、機能する会社法制度とすることが重要。その観点から、少なくとも重要提案行為を含め、会社へ対話を求める実質株主に対しては、会社からの要求があれば、指図権を持つファンド等を識別できる情報を、会社に提供する義務を負うようにすれば、仲介機関も実質株主も実効的かつ効率的な対応が可能と思われる。

10

違反者の議決権を停止できる措置は、その存在自体が適切な情報提供への規律になるし、海外へ過料を課す現実性に鑑みると、規定の導入は必要。少なくとも、実質株主が自ら誤った情報を、会社や仲介機関に提供した場合には、議決権停止となり得ることは当然。議決権停止の要件のうち、違反が故意・重過失によるものであるかを企業側が把握することは極めて困難であることから、違反者側に善意又は無重過失の立証責任を負わせることも一案ではないか。

15

また、実質株主による株主総会への代理出席や議決権の代理行使については、株主総会実務への大きな影響が予想され、企業の実務負担や総会実務への影響を考慮しつつ、慎重に議論すべき。例えば、仲介機関が、事前に議決権を不統一行使している場合には、事前行使された賛成票・反対票・棄権票のうち、いずれの票を何票振り替える必要があるのかを確認する必要性が生じる等、議決権の集計作業に混乱が生じる懸念あり。仮に集計作業に瑕疵があった場合に、総会決議が取り消されるリスクを避けるため、実質株主確認制度そのものの利用が躊躇される可能性もある。

20

25

ii. 株主側から会社に対する通知を義務付ける制度

みなし共同保有者に関する事項に起因する違反を、議決権の停止の対象外とするのは適切ではない。

5 令和6年金融商品取引法改正においては、近時、共同保有者の認定に係る立証の困難性を奇貨として、複数の者が暗黙裡に協調して株券等を取得していること（いわゆるウルフパック）が疑われる事例が見受けられるとの指摘を踏まえて、共同保有者の認定に係る立証の困難性の問題を解決すべく、みなし共同保有者が拡充されている。

10 また、善意・無重過失により誤認しているのであれば、議決権停止通知を受けてから約1週間以内に追完することにより議決権の停止を免れることができることも、対象外とする必要性を低下させる。